

特別職報酬等審議会【結果報告】

令和7年12月26日（金） 午前9時から午前9時55分 庁議室

委員

小澤 素生 岡本 聰哉 大須賀 弘旭 小山 絵実
酒井 雅喜（欠） 鈴木 茂正（欠） 平野 良則 皆見 幸（欠）
(敬称略、会長及び職務代理者、以下五十音順)

議題

1 資料説明

- (1) 事務局から前回審議会の追加資料として、県内各市の報酬審開催状況、一般職員の人事院勧告との改定状況、退職手当の考え方、消費者物価上昇率の動向、本市の平成13年度から令和6年度の財務指標の推移、特別職の報酬月額の推移、一般会計の状況、議会の活動状況、議員定数の推移、及び現市長が就任してからの10大ニュースの説明があった。
- (2) 事務局から前回審議会の意見による、たたき台の修正版の説明があった。
- (3) 事務局から欠席委員の意見の発表があった。
- (4) 資料説明に関する意見としては、次のとおりであった。
ア 慎意的な数字ではなく、客観性を持った数値による判断が望ましい。
イ 議員や市長なども生活者として考え、報酬の見直しは世の中の変動に合わせて実施することがよい。
ウ 現市長はシティーセールスや行政のデジタル化を推進しており、一定の評価はできると考える。
エ 特別職の活動や成果については、それぞれの選挙で市民が判断していくことが大切である。

2 議事

- (1) 議長、副議長及び議員の議員報酬額について協議され、客観性を持った数値と考えられる国の指定職俸給料表に基づいた、1.44%の引き上げが妥当であると承認された。
- (2) 市長及び副市長の給料額について協議され、客観性を持った数値と考えられる国の指定職俸給料表に基づいた、1.44%の引き上げが妥当であると承認された。

3 その他

- (1) 教育長の給料額について協議され、市長及び副市長と同様に1.44%の引き上げが妥当であると確認された。

- (2) 市長、副市長及び教育長の退職手当について協議され、客観性を持った数値をもとにした議論に達しなかった。よって今回の協議会では退職手当の結論を導き出すことには至らず、据え置きとなった。今後の継続事項となった。
- (3) 実施時期について協議され、令和8年4月1日が妥当であると確認された。

4 答申書

- (1) 答申書の作成について協議され、答申書は書面により取りまとめていくことが確認された。
- (2) 答申書の提出について協議され、会長と市長の日程調整を行い、提出日を各委員に連絡することが確認された。

以上、ご連絡します。

特別職報酬等審議会会長 小澤素生